

# 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

外国人技能実習制度関係者の皆様には、既にご案内のとおり、新たな技能実習法\*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際の実習現場となる実習実施者の業務に従事する方に、その職務に応じて、一定の講習(「養成講習」)を受講していただくことになっています。

\*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

そこで、労務管理講習に長年の実績を有する当連合会では、労働基準行政や出入国管理行政に詳しい方々を講師として、平29・30の両年度内に全都道府県で2回以上、所定の養成講習を開催しているところです。

新制度では、①受講を修了した方を配置しなければ技能実習制度を利用できず、②修了した方をより多く配置すれば受け入れ枠の拡大などの優遇措置があります。

また、平成32年3月31日までに講習を修了した方を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

当連合会の講習では、この分野に経験豊富な講師陣が、このために編集制作したテキストをもとに、「しなければならないこと」、「してはいけないこと」、「した方がよいこと」などを「わかりやすく」解説します。

養成講習が始まって(平成29年11月～)後、既に多くの方が受講されました(当連合会の累積受講者数は約6,200人)。講習修了者がいなくても技能実習生制度を利用できる猶予期限である32年3月31日までには、まだ時間的なゆとりがありそうですが、31年度からは理解度テストの採点が厳格になることが予定されています。また、監理団体や実習実施者の評価制度が事実上、運用されることが見込まれています。したがって、今年度末には受講の機運が急速に盛り上がり、受講しづらくなる惧れがあります。

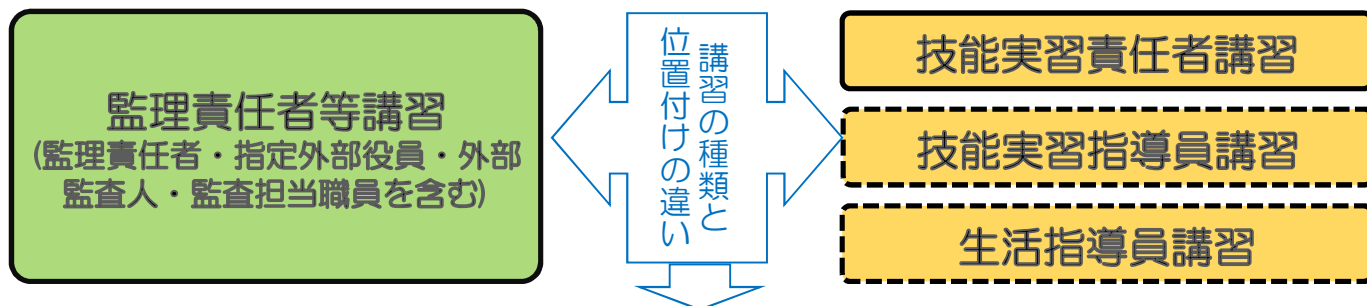
つきましては、広島市で開催される各講習(裏面参照)を今のうちに受講しておくことを、皆様にお勧めします。

なお、広島市以外の近隣での養成講習の開催時期・場所等はこちら→

<http://zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001/schedule2018.html>

## 監理団体関係者向け講習

## 実習実施機関向け講習



☐ は、必須の講習です。修了者を配置しなければ、許可取消など事業を続けられなくなる惧れがあります。  
☐ は、必須ではありませんが、受講修了者の数が評価の対象となり、受講すると加点され、「優良」と評価されると、上限3年とされている技能実習期間が5年に延長されるなどの優遇措置を受けられます。

お申し込み・お問合せ：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL：03(5283)1031 FAX：03(5283)1032

ginou-info@zenkiren.com 担当：西津、石田、高木

## 広島会場の各講習日の日程

講習名	開催日	申込受付 開始日時	申込締切日 振込締切日	講習時間等	定員	受講料
監理 責任者等 講習	8月 3日 (金)			受付開始 08:30		12,000円
技能実習 責任者 講習	8月 4日 (土)	5月29日 (火) 15:00	申込締切日 7月9日(月) 振込締切日 7月13日 (金)	講義開始 09:00	76人	11,000円
技能実習 指導員 講習	8月 5日 (日)			講義終了 17:50		10,000円
生活 指導員 講習	8月 10日 (金)			受付開始 08:30 講義開始 09:00 講義終了 15:30		9,000円

【申し込み方法】お申し込みはインターネットでお願いします。

(1) <http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001/schedule2018.html>

(2) 全基連 → 検索 (3) スマホならこちらから→

→ セミナー等 → 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内  
→ 平成30年度開催スケジュール → 広島県  
→ ご希望の講座の「申込フォーム」



※ネットが使えないなどの場合は、こちらにご連絡ください→03-5283-1031

【広島会場】 (公社) 広島県労働基準協会 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8階



\*無料駐車場・駐輪場は、ありません。